は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

第三十九条中「第百二十一条第一項」を「第百二十一条第一項各号」に、「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に、「と、当該年度の前々年度」を「と、同年度」に改める。

第四十条中「を当該年度の前々年度」を「を同年度」に、「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「から当該年度の前々年度」を「から同年度」に改め、同条を第三十九条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（確定後期高齢者支援金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第三十九条の三　総報酬割確定負担率は、前条に規定する加入者一人当たり負担額に次条に規定する前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数を乗じて得た額を法第百二十一条第一項第一号ロに規定する全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（被用者保険等保険者に係る加入者数の算定方法）

第四十条　法第百二十一条第一項第一号に規定する前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数は、当該年度の前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の数の総数とする。

第四十条の二第一項及び第四項各号中「前年度」を「当該年度の前年度」に改める。

第四十条の三第一項中「、前年度」を「、当該年度の前年度」に、「に前年度」を「に同年度」に改め、同条第二項及び第三項中「、当該前年度」を「、当該年度の前年度」に、「から当該前年度」を「から同年度」に、「を当該前年度」を「を同年度」に、「に当該前年度」を「に同年度」に改める。

第四十条の四中「から当該年度」を「から同年度」に、「と、当該年度」を「と、同年度」に改める。

第四十条の五中「を当該年度」を「を同年度」に改め、同条ただし書中「から当該年度」を「から同年度」に改める。

第四十条の六第二項中「は、」の下に「当該各年度における」を加える。

第四十二条第一号中「各月ごと」を「各月」に、「以下」を「次号において」に改め、同条第二号中「各年度ごと」を「各年度」に改める。

第四十三条中「以下」を「第四十六条第一項において」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「当該年度の翌年度」を「同年度の翌年度」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項第一号ロ⑵」の下に「及び第二号ロ⑵」を加え、「を、当該年度」を「を、同年度」に改め、同条第五項中「の当該年度」を「の同年度」に改める。

第四十五条第一項第三号中「及び住所」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告等）

第四十五条の二　被用者保険等保険者は、支払基金に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに報告しなければならない。

一　各年度の標準報酬総額の見込額　当該年度の前年度の二月末日

二　各年度の各月末日における被保険者の数　当該年度の翌年度の六月一日

三　各年度の標準報酬総額　当該年度の翌年度の八月末日

2　第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の支払基金に対する標準報酬総額の報告について準用する。この場合において、同項中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、「各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額」とあるのは「標準報酬総額」と読み替えるものとする。

第四十六条第二項の表中

第十七条において準用する第二条第二項に規定する前期高齢者納付調整金額	を	付加	に、法第三十四条第三項に規定する前期高齢者納付調整金額
第十七条において準用する第二条第二項に規定する前期高齢者納付調整金額			
第十八条の二に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額			
第十八条の二ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額			
第十八条の二ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額			
第十九条の三に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額			
第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額			
第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額			

法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額	を	法第三十四条第三項に規定する概算額補正率を乗じて得た額	に、法第三十四条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る概算後期高齢者支援金の額
法第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額			
前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額			
定する前期高齢者に係る概算後期高齢者支援金の額			

法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額	に、	法第三十五条第三項に規定する確定額補正率を乗じて得た額	法第三十五条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る確定後期高齢者支援金の額
法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額			
法第三十五条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額			
法第三十五条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る確定後期高齢者支援金に係る確定調整対象基準額			
法第三十八条第一項第一号イ⑵に掲げる額			